

旭川医科大学放射線障害予防細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年9月1日学長裁定)

旭川医科大学放射線障害予防細則の一部を改正する細則

旭川医科大学放射線障害予防細則（平成16年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(場所についての測定)</p> <p>第13条 規程第31条に規定する測定の項目及び場所については、別表第3のとおりとする。</p> <p><u>2 規程第31条第3項第5号に規定する校正等の記録は、校正等記録簿（別記様式第12）によるものとする。（新設）</u></p> <p><u>3 規程第31条第5項に規定する測定結果の記録は、線量当量率測定記録簿（別記様式第13—1）及び表面汚染密度測定記録簿（別記様式第13—2）によるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>別記様式第12（新設）</u> <u>別記様式第13—1</u> <u>別記様式第13—2</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年10月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に対応するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(場所についての測定)</p> <p>第13条 規程第31条に規定する測定の項目及び場所については、別表第3のとおりとする。</p> <p><u>2 規程第31条第5項に規定する測定結果の記録は、線量当量率測定記録簿（別記様式第12）及び表面汚染密度測定記録簿（別記様式第13）によるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>別記様式第12</u> <u>別記様式第13</u></p> <p>(略)</p>

## 校正等記録簿

放射線取扱主任者 ⑩

施設長 ⑩

放射線測定機器	
実施年月日	
実施結果	
措置内容 又は 講ずる予定	
実施者氏名	







